

青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告等を勘案して、職員の給料月額等の改定を行うため、関係条例を改正しようとするもの

2 改正対象条例

- (1) 青森市職員の給与に関する条例
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (3) 青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (4) 青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- (5) 青森市職員の特殊勤務手当に関する条例

3 主な改正の内容

I 給与制度のアップデート（社会と公務の変化に応じた給与制度の整備）

(1) 給料表の改定

① 行政職給料表

若手・中堅職員の昇格時や民間人材等の採用時の給与の改善を図る観点から、職務級 3 級以上の初号近辺の号給をカットし、各級の初号の額を引上げ

(行政職給料表の例)

職務級	カットとなる号給	改定後 1 号給 となる号給	初号の引上げ額
3 級	1～ 4 号給	5 号給	261,300 円 → 265,300 円 (+4,000 円)
4 級	1～ 8 号給	9 号給	287,300 円 → 298,800 円 (+11,500 円)
5 級	1～ 8 号給	9 号給	309,800 円 → 321,300 円 (+11,500 円)
6 級	1～12 号給	13 号給	335,000 円 → 355,200 円 (+20,200 円)
7 級	1～16 号給	17 号給	373,400 円 → 408,300 円 (+34,900 円)
8 級	1～22 号給	23 号給	415,600 円 → 458,300 円 (+42,700 円)

② その他（公安職、教育行政職、医療職）の給料表

行政職給料表との均衡を考慮した改定

(2) 諸手当の改定

① 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止、子に係る手当を引上げ（2年間で段階的に実施）

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	次長級以下の職員	6,500円	3,000円	廃止
	部長級職員	3,500円	廃止	
子（1人当たり）		10,000円	11,500円	13,000円

※上記以外の扶養親族（父母等）に係る扶養手当は変更なし

② 通勤手当

支給限度額を現行の月額7万円から月額15万円に引上げ

③ 単身赴任手当

人事異動等に伴う単身赴任のほか、採用に伴い単身赴任となる場合も支給対象

④ 管理職員特別勤務手当

災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日深夜勤務した場合の支給対象時間帯を拡大

支給対象	現行	改定後
時間帯	午前0時 ～ 午前5時	午後10時 ～ 午前5時
対象職員	管理監督職員	

⑤ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

全ての定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当、寒冷地手当を支給

⑥ 特定任期付職員の特別給

特定任期付職員の特別給について、特定任期付職員業績手当を廃止し、一般職員と同様、期末手当及び勤勉手当を支給する形に改定

令和7年度以降

(単位：月数)

区分	手当名	6月期	12月期	年計	前年度比
特定任期付職員	期末	1.650 → 0.950	1.800 → 0.950	1.900	△ 1.55
	勤勉	上限 0.850	上限 0.850	上限 1.700	+ 1.70

※現在、特定任期付職員に該当する職員はいない

(3) 青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の改定並びに定年前再任用短時間勤務職員等を住居手当及び寒冷地手当の支給対象とすることについて、一般職員と同様の改正

Ⅱ その他の改定

- (1) 災害復旧又は復興支援のため、地方自治法第252条の17第1項に基づく中・長期派遣として、他の地方公共団体から受け入れした職員に支給する災害派遣手当の創設

【手当額】

施設の利用区分 滞在期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設（1日につき）	その他の施設 （1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

※国及び青森県の規定に準じた金額

- (2) 災害応急対策のため、災害対策基本法第67条・第68条に基づく他の地方公共団体への応援又は地方公共団体間の災害時相互応援協定等に基づく応援に係る作業等に従事した職員に支給する災害応援作業等手当の創設

【手当額】 作業に従事した日一日につき300円 ※青森県に準じた金額

4 施行期日

令和7年4月1日（Ⅱ その他の改定は、公布の日）